

令和2年度 事業計画

【事業方針】

本協会は、公益法人としての自覚を持ち、食協事業の中核である食品衛生指導員の巡回指導を軸として、食品事業者の自主管理の推進強化を図ること、さらに、HACCPに沿った衛生管理の周知・普及に取り組み、食の安全・安心の確保に寄与することを目的に、次の諸事業を実施します。

1 食品衛生指導員の教育養成及び活動に関する事業

(1) 施設の巡回指導

食品衛生指導員は、食品衛生点検票や指導項目に基づき、毎月食品営業施設の巡回指導を実施して、自主的な衛生管理の推進に努める。

※令和2年度重点指導項目：『HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施』
(平成29・30・31(元)年度に引き続いての実施)

(2) 食品衛生指導員の養成及び研修

- 1) 食品衛生指導員の資格取得のための養成講習会を開催する。
- 2) HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の普及・推進を図るため、指導員研修会を実施し食品衛生指導員活動の充実強化に努める。
- 3) 今年度は九州ブロック大会が、新型コロナウイルスの感染予防のため中止となりましたので指導員の研修として、食品関係の工場等の見学をとおして食品に係わる見聞を広め食品衛生の向上を図る。

(3) 食品衛生指導員全国研修会への参加

指導員の活性化を図り、次世代のリーダーを担う指導員の資質の向上を目指すことを目的とする食品衛生指導員全国研修会に出席する。

2 食品衛生思想の普及啓発に関する事業

(1) 食品衛生月間行事

食中毒が多発する8月を「食品衛生月間」と定め、福岡市と共催で食品等事業者及び消費者に呼びかけ、食品衛生思想の普及・啓発を強力に推進する。

(2) 食品衛生に関する情報提供

食品等事業者や一般消費者に対して当協会のホームページやFAX情報サービス等で、食品衛生に関する最新の情報を提供する。

(3) 会報誌の発行

会報誌「食協ふくおか」を発行し、会員及び食品事業者等へ当協会の活動状況や食品衛生に関する情報等を提供する。

(4) HACCPの制度化に対応した普及啓発

HACCPの制度化を踏まえ食品等事業者の自主衛生管理体制の強化や、消費者への適切な情報提供、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理計画・記録簿の記入指導等を通して普及啓発に取り組む。

3 表彰等に関する事業

(1) 福岡市食品衛生大会の開催

食品衛生の自主管理体制を推進するため、福岡市と共催で福岡市食品衛生大会を開催し、食品衛生に優れた功労者や施設に対する表彰を行う。

1) 福岡市食品衛生協会会長表彰

食品衛生関係事業に尽力し、その功績が特に顕著な功労者や他の模範と認められる施設に対して、会長表彰を行う。

2) 各種表彰の推薦

厚生労働大臣表彰・日本食品衛生協会会長表彰・同理事長表彰・福岡市長表彰及び福岡市保健所長表彰の各候補者の推薦を行う。

4 食品等事業者及び従事者の教育養成に関する事業

(1) 食品衛生に関する講習会の実施

1) 食品衛生責任者養成講習会の開催及び実務講習会の検討

福岡市食品衛生条例及び福岡市食品衛生責任者認定要領に基づき、食品取扱い施設ごとに設置が義務づけられている食品衛生責任者の養成講習会を年間12回開催する。また、食品衛生責任者の役割が重要になることから実務講習会の実施に向けて検討を進める。

2) ノロウイルス食中毒予防講習会の開催

ノロウイルスによる食中毒の対策として、食品等事業者やホテル、保育園、高齢者施設、一般消費者を対象に食中毒予防講習会を開催する。

5 会員加入獲得の推進

(1) 安定した協会運営を図るため、食品衛生責任者養成講習会等での会員加入のPR、メリットがある共済への加入推進や、HACCPの考え方に基づく衛生管理の普及及び営業許可制度や届出制度に対応する取り組みを通して会員加入強化を図る。

(2) 食品衛生模範店ステッカー交付

会員加入推進のため、衛生管理の優秀な施設に対して、「食品衛生模範店」・「5年連続食品衛生模範店」・「10年連続食品衛生模範店」・「15年連続食品衛生模範店」・「20年連続食品衛生模範店」のステッカーを交付する。

(3) ホームページの活用

会員減少の歯止め策として協会ホームページを活用し、食品等事業者に対して適切な情報提供を行い会員勧誘に努める。

6 検査受付業務受託事業

自主衛生管理の一環として、食品事業者等の健康管理及び食中毒予防を目的に腸内細菌検査や食品細菌検査及び、食品取扱い施設の拭き取り検査等の受付業務を、「公益財団法人北九州生活科学センター」より受託する。

7 各種共済の推進事業

会員の福利厚生に関する事業の運営に資することを目的として各種共済事業を推進する。

(1) あんしんフード君、食品営業賠償共済

会員の経営の安定を図り消費者保護を目的として、オリンピック対応の補償内容の改訂等によりメリットをさらに強化した「あんしんフード君」等への加入促進を図る。

(2) 火災共済

食品等事業者の多くは、火気の使用が不可欠のため、食品等事故と同様に火災事故でのリスクの軽減のため加入促進を図る。

(3) 生命共済等

食協生命共済（ジブラルタ生命保険と提携）や、がん保険（アメリカンファミリー生命保険と提携）等、営業者・従業員及びその家族をサポートするため加入促進を図る。

8 物品販売事業

消費者ならびに食品等事業者の食品衛生知識の向上に必要な情報を提供することを目的として、日本食品衛生協会発行の月刊誌「食と健康」、「食品衛生研究」その他の図書の頒布や食品衛生に関する器材等の斡旋及び、DVDの貸し出しを行う。

9 所有する不動産の賃貸事業

当協会が所有する本部事務所の一部を、「公益財団法人」2法人へ賃貸する。

10 日本食品衛生協会の会議等への参加

今後の事業運営について、日本食品衛生協会と情報交換及び業務連携を図るため、関係会議等へ出席する。

会 議 名	開催年月日	場 所
日本食品衛生協会 決算理事会	令和2年5月22日（金）	東京都
日本食品衛生協会 定時総会・通常総代会	令和2年6月19日（金）	東京都
日本食品衛生協会 指導員全国大会	令和2年10月21日（水）	東京都
日本食品衛生協会 全国表彰式	令和2年10月22日（木）	東京都